

公文書館には何が求められているのか

～これからのアーカイブズ ②～

定 兼 学

はじめに

副題に②を付けたのは、一〇年前にそのタイトルで叙述したからである。⁽¹⁾前稿は、岡山県立記録資料館設立前に書いた。当時わたくしは、その準備担当の一員であり、在野の研究会誌に自由な立場でアーカイブズ一般について私見を述べた。今回も私見にすぎないが、岡山県立記録資料館紀要にその職員の立場で書くことは、つよく自覚している。

立場や発表媒体が変わったからといって、わたくしの思いは一〇年前と大きく変わっていない。しかし、際限なく増大するアーカイブズをどうするのか、電子化が進み、ビッグデータをどうするのか、高齢化社会のあとにくる人口減退社会でのあり方はどうか、アーカイブズ教育をいかにするか、後継者養成をどうするかなど、課題は山積している。

それらの課題は、技術的に解決できるところも多いので今回は触れない。小稿では、公文書管理法制定によりアーカイブズ運営の基本方針を変えなくてはならないのか、それとも変えなくてもよいのかに絞って述べたい。

去る六月十日札幌で平成二十六年「国際アーカイブズの日」記念シンポジウムが開催された。そこで、国立公文書館フェロー・筑波大学名誉教授大濱徹也氏が「現在、公文書館には何が求められているのか」を講演した。講演内容は実に豊かで、大変勉強になったのであるが、どうしても違和感をぬぐえない部分があった。それは、公文書管理法制定後の公文書館は、①地域アーカイブズではなく、まず組織アーカイブズを収集すべきで

あり、②受け身のレファレンスではなく、統治機関の企画立案に向け、③歴史研究者の見解にしばられてはならないというご意見と受けとめたが、地域で実践しているわたくしには受け入れられない話であった。

筑波大学名誉教授という学者の発言なら、聞き流していたが、ここでは国立公文書館主催事業で、同館フェロー⁽²⁾として発言された。これでは日本の公文書館行政関係者が氏の発言を「悪用」しかねない危惧⁽³⁾が想定される。そこで反論しておく必要をおぼえた。⁽⁴⁾

結論を先取りして述べると、公文書館は、①組織アーカイブズも地域アーカイブズも重要であり、②利用者に対するレファレンスをないがしろにしてはならず、③アーカイブズには歴史研究者の視点が必要である、とわたくしは考えている。

わたくしは、これまでの半生をアーカイブズとともに生きてきた。この一〇年は岡山県立記録資料館で過ごしてきた実務者である。その経験から、大濱氏の発言に応じるかたちで、恐縮ではあるが、氏の演題タイトルと同じ標題を付して、わたくしの考えていることを述べることにする。

Ⅰ 地域アーカイブズ

わたくしがアーカイブズ職員として日頃留意していることは、大きく二つある。一つは、利用者の声をしっかり聞くこと、もう一つは岡山県や岡山県民の課題や現状を常にサーチすることである。

利用者は実に様々な疑問を持って来る。わたくしは、この疑問解決に利用者とともに調べるようにしたいと思っている。これは職員には大変勉強になるところであり、当館では、単なる資料を出し入れだけする者ではなく、調査能力を有する者を配属している。調査能力があるから、利用者の調査に懇切に協力できるのである。

利用者の声には、答えられないことが沢山ある。当館資料で答えられない場合、必要な資料は何処にあるのか、それもわからない場合は、どうやって調べたらよいのかアドバイスできるよう心がけている。県の行政情報室や諸機関、図書館、博物館、さらには市町村教育委員会、大学などを照会する。単なるネット検索なら多くの利用者は自分でできるが、それより内容に一步踏み込んだ対応をするため、組織間連携・職員間の人的つながりのみならず、個々の職員は日頃から課題をもって勉強している。みずから勉強しているから、利用者と共に調べることができるのである。

ところで、利用者の声を聞くにあたり、まずは利用者を作らなくてはならない。そこで記録資料館を立ち上げたとき、記録資料館とはどういうところか、どうすれば利用できるのかを伝えることに腐心した。展示や講演会、古文書解説講座や記録資料セミナーなどをはじめた。いずれもささやかな企画だが、記録資料館に行けばこういうことがわかる、こういうことを調べられる、と説明する場を設けた。

そして講座受講生の中から記録資料館の資料整理ボランティアや同好会を生んだ。また、公文書整理についても行政OBの非常勤嘱託のみならず、行政OBのボランティアも誕生した。

展示や講座では、職員が調査研究したことの発露ということもあるが、現在の県政の課題と関係つけるようにもしている。現在岡山県行政は、産業育成と教育再生を二本柱としているのでそれに関連することを意識して展示や講座をしている。昨年は美作国一三〇〇年記念事業、今年は瀬戸内海国立公園指定八〇周年記念など、他の部署と協力して、展示を企画し、調査研究をすすめた^⑤。このあたりが先ほど述べた第二の留意点の現在の課

題と現状をサーチすることに通じる。

さらに、公文書収集には、五年保存、一〇年保存の保存年限満了からの選別が多いので、五年前は何が問題であったのか、一〇年前の災害はどうであったのかという具合に、把握しておく必要がある。未来の利用者への留意である。また公文書は事案完結後三〇年経ったものから公開することになっているので、公開開始にあたり、三〇年前の事業が現在どうなっているかを対比するようにも心掛けている。

岡山県の課題と現状を把握することは、公文書収集だけに益するものではない。県の行政は、ある種の県民意識の先取りやリードする局面もあり、県民の課題を把握することになる。

さらに、県民がどういう課題に直面して生活しているのかを知ることのみならず、いわゆる県内の様々なトピックにもアンテナを張るように心がけている。この利用者のこと県政のことに留意するようにする大前提は、当館運営が県民を最優先しているということである。

そうすると、資料保存機関は、行政組織のアーカイブズの保存だけでは利用者の期待には答えられない。地域アーカイブズの保存も期待され、求められているのである。

ところが、公文書管理法成立にともない、各地ではその趣旨に添ったかなのかどうかかわからないが、組織アーカイブズのみに特化した公文書館が新設されるようになった^⑥。

ここで大濱氏の発言を問題にする。新設館だけならまだしも、大濱氏は地域アーカイブズを保存している既存アーカイブズの存在を否定するがごとく、「各自治体のアーカイブズは、その成立時の政治文化が醸す陰翳が刻みこまれているにせよ、公文書管理法が提示した世界を実現しうる器になること」を迫った^⑦。どうやら氏は、公文書館がよって立つ法律は、公文書館法であることを忘れている。

既存のアーカイブズは、各地域文化の違いはあれ、公文書管理法が提示する以前からその法を精神を先取りして体現する努力をしている。まるで、

大濱氏は、既存館が何もやっていないと思っているのかしら。また、公文書管理法に従属する公文書館でいいのかしら。

あらためていうまでもなく、当館では、公文書（組織アーカイブズ）のみならず、古文書（地域アーカイブズ）も保存している。それは県民の要請からできたものであり、今もその要請は続く。そこにもって公文書管理法ではかくあるので、今後は行政組織のアーカイブズのみには転換する、などしては、県民無視の話になる。県民は公文書だけではなく、古文書から得られる知的情報も求めている。保存危機に瀕している地域アーカイブズにも手を差し伸べることは、税金を使って保存施設を作り、働いている者の当然の業務である。公文書館としても地域アーカイブズは必要なアイテムであり、組織アーカイブズをより生かすことができる。逆に、地域アーカイブズも組織アーカイブズによってより生かされる。相互作用は大きい。例示するまでもないが、災害アーカイブズのことなどを想定すると一目瞭然であろう。

二 動態的レファレンス

大濱氏は、これからのアーカイブズを担う職員は、「目録作成とレファレンス等のサービス業を専らとする受け身の静態的業務ではなく、行政運営を積極的に支援する体制、行政の政策立案等に移管された公文書等を知的情報資源として活用できるような動き―能動的にして動態的なアーカイブズ業務」をすることが問われていると述べる^⑧。

行政の政策立案とは、関係部署との調整をして実現させるところであるから、立案ツールの一つにアーカイブズがあることはあっても、アーカイブズは政策立案部門にはなり得ない。また、大濱氏のいうように公文書管理法に従って保存している組織アーカイブズだけの公文書館で、どれほどの政策立案ができるのか。ちゃんと国民に目を向け、組織アーカイブズ以外の国民の様々なアーカイブズを含めて地域分析や検証をしてはじめて新

企画や政策立案ができるのである。

ところで、わたくしは、岡山県立記録資料館職員である前に岡山県職員である。県政推進のために当館を積極的に活用できるようにしたいと、常日頃思っている。しかし、だからといって、アーカイブズの活用を行政執行機関だけに限定してはいない。あくまでも県民一般の利用者が第一と思っている。公文書管理法であっても第一条でも公文書等は「国民共有の知的資源」であり、「国民が主体的に利用し得るもの」とある。

そもそも目録作成とレファレンス等のサービスを、受け身の静態的業務と捉える考えは、アーカイブズ職員の実態、技術・能力を見下した発言といわざるをえない。職員は館蔵資料を如何に活用できるようにするか腐心している。資料の一点一点の内容を吟味し、標題を付与し、目録化することによって単なる古い文献資料を活用できるようにしている。これは資料に「息吹を与える」積極的な業務である。レファレンスサービスにしても、単なる請求資料の出納や質疑応答だけで終わっていない。利用者との対話のなかで、目に見えない支援をしている。これも積極的な業務である。

平成二十六年岡山県立図書館は、全国都道府県立図書館のなかで入館者数が九年連続で全国一を達成した。その理由の一つに三村修館長は「強みはレファレンスサービスの充実」といい「職員の専門性を高めることで、より緻密で、専門的な要求にも応えられる」と話す^⑨。図書館と公文書館との違いはあるが、これは本質を突いた見解である。「要求に応える」という文言から受け身にとらえられるが、応えられる能力ある職員を配属するのは、積極的行為といってよい。職員は利用者応対時以外には、資料整理などを通じて、利用者が資料を活用しやすいような便宜をはかっている。展示や講座などを通じて利用者を導いている。「顧客を創造」をしているのである。熟練のアーキビストは、利用者の知的欲求に応えるなかで、おこがましいいい方だが利用者の知的成長に寄与する指導者でもある^⑩。

これに対して、大濱氏の認識は今のアーカイブズの現状は、「過剰なサービスの提供を強要されている」とし、これからは「世間が平然と要求して

くる市民サービス論に翻弄されることなく、開かれた統治を実現していく器となるべく第一歩を踏み出したいものです」という¹⁰⁾。これは利用者を愚民視し、利用者不在の話である。

氏のいう「統治を実現」とは、アーカイブズが統治のためにあるということなのだろうか。氏は「開かれた統治」としているが、利用者を無視したなら、開かれたことにはならない。氏の言を真に受けると、支配の正当性を担保する資料のみをアーカイブズとし、利用者対応に翻弄されないように非公開資料を自在に増やすことになる。そもそもアーカイブズというものは、統治機構と一線を画さなくてはならない。支配者に翻弄されてはならないのである。

とはいうものの大濱氏のいう「市民サービス論に翻弄」のいわんとするところがわからないわけではない。今やどの分野にも「モンスター」は存在する。クレームまでにはならないにしても、一人の職員を独占するようなサービスを強要する例も時に見受けられ、職員の過重負担になることもある。しかし、それは公文書館に様々な情報や資料を寄せてくれる存在であり、公文書館の評判や資質をたかめる大切なサポーター予備軍である。このようになしえる職員（アーキビスト）を配備することを、わたくしは「動態的レファレンス」体制構築といたい。

三 歴史研究者の視点

大濱氏は「アーキビストは歴史研究者である必要はなく、歴史研究者である前にアーキビストでなくてはなりません。日本のアーカイブズの世界では、この原点が忘却され、歴史学者、歴史研究者の片手業のごとくアーキビストをみなす風潮に冒されています。」という¹¹⁾。この発言の後半は特に理解できない。一体何処の誰を想定しているのだろうか。これは、今日のアーカイブズを支えている人たちへの冒涇以外なものでもない。ここでわたくしがいう歴史研究者とは、学術論文を執筆することだけを目的と

する人のことではない。それができることによって越したことはないが、歴史的な観点で客観的に事物・資料を判断できる人は歴史研究者である。そもそも、日本においてアーカイブズの必要性を唱え、その制度の充実に尽力した人の多くは、歴史研究者であった。日本アーカイブズ界において彼らの貢献は計り知れない。彼らは当事者としてアーカイブズの設立と運営にその能力を捧げ続けている。アーカイブズの重要性を最も認識している歴史研究者がいるから今日がある。

かつて大濱氏は「歴史研究者の軛（くびき）」として「アーカイブズと称するものを充実し、資料保存を徹底していくことによって、より精緻な正しい歴史が書かれるというつまらない神話への信仰・幻想ともいえるべきもの」があると述べた¹²⁾。これは、氏の歴史資料論の一端でもあるが、氏の根底には、歴史研究者は「なんでもかんでも残せという」存在と考えているようだ。氏の思うアーカイブズとは歴史研究者と敵対するものなのだろうか。事実氏は、「日本のアーカイブズ像は、この原点を故意に無視するかのごとく、古文書館に偏重した跛行性に冒されている」と述べる¹³⁾。これは偏見である。氏がどのような経緯をしてきたのか知らないが、アーカイブズから歴史研究者を排除する筆鋒は鋭く、一部ヒントはすれの歴史研究者を誹謗することでもって持論のアーカイブズ理論を展開する。この手法は、狭量な業界内紛争を垣間見るような気がして、生産的な話になっていない。

ここでわたくしは氏と歴史資料論を戦わすつもりは毛頭ない。同調しているところもある。歴史的価値というものは、利用されて価値が付与されるものであって、利用される前から歴史資料というのはおかしいという考えである。それは、当館の名称を「記録資料館」とする一因にもなった¹⁴⁾。当館設立は岡山県史編纂事業をベースにしているけれども、条例制定で記録資料の定義を「岡山県の記録を伝える重要な公文書（現用のものを除く。）古文書その他の資料」とし、「歴史的」「学術的」「文化的」に重要というような文言も組み入れなかった。

だからといって、わたくしはアーカイブズに歴史研究者は必要でないと少しも思っていない。むしろ必要であると断言する。であるから、大濱氏のような歴史研究者が、歴史研究者という立場で「片手業」で国立公文書館フェローを受けるのは是であり、重要である。もちろんアーカイブズに必要なのは、歴史研究者のみではない。アーカイブズはチームプレーで運営するものであり、実に多様な業務がある。¹⁶⁾

アーカイブズの取り扱いには、収集、整理、修復、デジタル化、保存、調査研究、利用提供、検索システム構築など様々ある。分業化は可能であるが、しかし、どの行程をとってもアーカイブズを取り扱うことができる職員（アーキビスト）は、行政能力とともに、歴史研究の能力、経験、技術を備えていることが必要である。

公文書管理法によれば、歴史資料として重要な公文書の決定と移管は、国の機関（各省庁）が行うことになっている。「国立公文書館の意見を聴くことができる」（第十四条第二項）としても、執行機関に従属する立場である感は否めない。¹⁷⁾ 作成主体が歴史的公文書としてしまうような制度は、わたくしには理解し難い。客観性を持つ歴史研究の視点が不在の考えである。

わたくしは、保存公文書は、執行機関の判断とは独立し、公文書館の権限で選別する方がよいと思っている。公文書館には、行政内容や地域の過去現在全般を悉知し、保存の適否を判断ができる能力ある者（アーキビスト）を配属する。そこでは様々な視点からの判断が必要であり、現在の価値観だけで判断する人は何人置いても戦力にはならない。そこには、様々な資料から読み解く訓練をしている歴史研究者の視点が大切である。さらに、しつこくいうが、保存している歴史的公文書を利用提供するには、まさに歴史資料の取り扱い（物理的に内容的にも）の訓練をしている者でないといけない。そういう人材がいないとアーカイブズは存続し得ないのである。

したがって、アーカイブズから歴史研究者の視点を排除してしまうと、

もし出来たとしても執行機関にとって都合のよいアーカイブズのみになってしまう危険が極めて高くなる。

おわりに

繰り返すが、公文書館には組織アーカイブズだけでなく地域アーカイブズの保存も必要であり、利用者へのレファレンスサービスには有能な職員を配属し、アーカイブズのどの部分にも歴史研究者の視点が必要である。その充実こそが、公文書館に求められていることであると思っている。これからのアーカイブズも、これが基本原則であることを自覚し、努力し続けなくてはならない。

この基本原則がくずれる社会を想像したくないのであるが、もし起こるとしたら、国民の知る権利を封じるテロ国家になるか、もしくは、日本の各地の基礎的自治体や組織・機関に、図書館などと同じくらいアーカイブズができる時代が到来する時であろう。そうすると、すこしくらいはこの原則になじまない施設も生じる。そういう施設の存在を許容できる時代の到来までは、大濱氏のすすめる公文書館は、ちょっとご遠慮願いたいものである。

大濱氏は公文書管理法施行を機に、現在が「岐路にあるアーカイブズ」と認識して発言された。それに対してわたくしは、アーカイブズは、時代の変容とともに生じる新しい考えや技術を、テクニカルな部分では常に導入し続ける必要があるとしても、公文書管理法施行でもって「岐路」にしてはならない、不易流行こそアーカイブズのとるべき道という思いで筆を執った。

そして、本題にしなかったので意を尽くせていないが、今回述べた公文書館の基本原則を遂行できる専門職員＝アーキビストの充実こそがこれからの公文書館に求められていることも付言しておきたい。

〈注〉

- (1) 『岡山地方史研究』一〇四号、二〇〇四年十二月
- (2) かつては国立公文書館特別参与であった。
- (3) 各地の自治体が緊縮財政をすすめているなか、目先の利く担当者は大濱発言をうけて、保存危機に迫っている地域資料へ救いの手を差し延ばさず、レファレンス対応できる有能な専門職員を人員整理対象としたり、地域の様々な情報を提供してくれる歴史研究者の声を聴き逃したりすることになる。
- (4) ことさらに発言するのは、わたくしではなくてもいいのではないかと思われるが、国際アーカイブズの日シンポジウムに、わたくしもパネラーとして同席し、大濱氏と議論した縁があるので、いわゆる「行きがかり上」発言する「責任」を感じた次第である。
- (5) 拙稿「展示叙述」のすすめ」（『岡山の博物館』岡山県博物館協議会会報四五号、平成二十六年一月。これはプライオリティある作業である。資料利活用者には、館蔵明記のみならず、展示名の明記もお願いしている。
- (6) 平成二十四年（二〇一二）四月設立の福岡共同公文書館、佐賀県立公文書館は、ともに地域アーカイブズを収集対象としていない。それぞれの「当地では、各種のアーカイブズを役割分担して保存しているもの」と思料されるが、実態は未調査なのでわからない。
- (7) 平成二十六年度「国際アーカイブズの日」記念シンポジウム大濱氏講演稿「現在、公文書館には何が求められているのか」（以下「大濱講演稿」という。）
- (8) 大濱講演稿
- (9) 朝日新聞岡山版二〇一四年九月二十六日朝刊
- (10) 『日本歴史』七九八号、吉川弘文館（二〇一四年十一月号）の「はがき通信」欄に、にわたくしは次のように書いた。

「公文書と古文書の保存・利用に関わり続けて三十余年になりました。かつては若い学生と一緒にしていたアーカイブズ整理が、今は中高年のボランティアに変わりました。利用者も学生より中高年の方が圧倒的に多い。豊かな社会経験を有する高齢者ボランティアや利用者の中から『新進気鋭』の歴史研究者を輩出しています。生き生きと難題に取り組む姿は年齢に関係なく『若い』。そんな若さが私の原動力です。」

- (11) 大濱講演稿
- (12) 大濱講演稿
- (13) 大濱徹也『アーカイブズへの眼―記録の管理と保存の哲学』刀水書房 二〇〇七年所収、この部分の初出は一九九九年）
- (14) 大濱徹也「アーカイブズの原理と哲学」（『別冊環⑩図書館・アーカイブズとは何か』（藤原書店、二〇〇八年）、七八頁
- (15) わたくしがしたのは、あくまでも現場からの「立案」であり、それを幾多の手続き重ねて執行部案とし、議会審議を経て、館名の決定となる。
- (16) 拙稿「古文書の整理・保存に関する諸理論と地方史研究について」（『岡山県立記録資料館紀要』8号、平成二十五年（二〇一三）で述べた。ここでは古文書整理・地方史研究に限定して述べたものであるが、公文書・地域研究にも通じることを意図している。なお、わたくしはここでは「歴史研究者」といわず「地域研究者」とした。
- (17) 公文書館法が根拠である公文書館が、公文書管理法に従属するような印象をうけるのは腑に落ちないが、このことに不安を持っているのは、一人わたくしだけではない。例えば藤隆宏「動向 第三九回全史料協（東京）大会参加記」（『地方史研究』三三八号、二〇一四年）

付記

当館では、岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会が収集した資料（すべて複写資料）を、担当事務局の岡山県保健福祉部健康推進課より移管を受け、整理・保存し、公開する準備をしていた。準備が整ったので平成二十七年一月六日から公開を開始した。これは、執行機関から引き継いだ「公文書」ではあるが、内実は「地域資料」であり、所蔵者・研究者の力添えがあって収集・整理できた。これにより当館で動態的レファレンスができる素材がまた一つ増えた。

小稿校正中、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」の演説をされたドイツの元大統領ワイツゼッカーが亡くなった。あらためて言うまでもなく、氏の言葉は永遠に生きている。ご冥福をお祈りします。

（さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館）